二　武器等製造法施行規則（昭和二十八年通商産業省令第四十三号）様式第二、様式第三、様式第六及び様式第八から様式第十五まで
三　商工会議所法施行規則（昭和二十八年通商産業省令第五十二号）様式第二から様式第七まで及び様式第九から様式第十四まで
四　水洗炭業に関する法律施行規則（昭和三十三年通商産業省令第八十六号）様式第一から様式第四まで
五　割賦販売法施行規則様式第一、様式第二十二、様式第二十八から様式第三十一まで
六　ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）様式第三十、様式第六十九、様式第八十、様式第八十一及び様式第八十四から様式第八十六まで
七　石油需給適正化法施行規則（昭和四十九年通商産業省令第一号）様式第一、様式第二及び様式第四から様式第六まで
八　石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）様式第一から様式第七まで、様式第十、様式第十四から様式第二十二まで、様式第二十五から様式第四十三まで
九　エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則様式第四十三から様式第四十五まで
十　エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則（昭和五十九年通商産業省令第十五号）様式第五、様式第十五及び様式第二十七
十一　航空機工業振興法施行規則（昭和六十一年通商産業省令第二十七号）様式第一
十二　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）様式第三十一の十七及び様式第三十八の三
十三　エネルギー管理講習に関する規則（平成十一年通商産業省令第四十八号）様式第六
十四　中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）様式第一、様式第二及び様式第六から様式第九まで
十五　特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則（平成十二年通商産業省令第百五十一号）様式第一から様式第五まで及び様式第八から様式第十三まで
十六　原子力発電環境整備機構に関する省令（平成十二年通商産業省令第百五十二号）様式第一から様式第十一まで
十七　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）様式第十一
十八　経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第九号）様式第一の二
十九　原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第八十二号）様式第一、様式第三から様式第五まで、様式第七及び様式第八
二十　エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成二十二年経済産業省令第四十三号）様式第一から様式第十まで
二十一　経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）様式第十、様式第十一、様式第二十四から様式第二十六まで、様式第二十八、様式三十三及び様式第三十四
二十二　使用済燃料再処理機構に関する省令（平成二十八年経済産業省令第八十九号）様式第一から様式第九まで及び様式第十一
二十三　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく指定入札機関に関する省令（平成二十九年経済産業省令第五号）様式第一から第四号まで
二十四　経済産業省関係福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十九年経済産業省令第四十四号）様式第一
二十五　エチレンの重合体のうちバイオマスから製造したものの証明書の発給に関する省令（平成三十一年経済産業省令第四十二号）別記様式

第四条　次に掲げる省令の様式中「㊞」を削る。
一　電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）様式第五の七から様式第五の十五まで
二　発電水力流量測定規則（昭和四十年通商産業省令第五十五号）様式第五
三　電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令（平成二十八年経済産業省令第三十三号）附則第二条第二項及び第三項に規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用されるガス事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年経済産業省令第十五号）による改正前のガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）（以下「ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令による改正前のガス事業法施行規則」という。）様式第八から様式第十二まで、様式第四十六及び様式第四十七
四　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則様式第三の二
五　特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十七号）様式第一から様式第十の三まで
六　指定製造事業者の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十七号）様式第四
七　化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則（平成七年通商産業省令第四十号）様式第一から様式第五まで、様式第六（裏面）、様式第七から様式第十まで及び様式第十二から様式第二十二まで
八　電気事業法施行規則様式第六十七条の二から様式第六十七の四まで、様式第六十八及び様式第七十二
九　対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則（平成十一年通商産業省令第十号）様式第一から様式第六まで、様式第八及び様式第九
十　クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則（平成二十二年経済産業省令第三十八号）様式第一から様式第五まで、様式第七及び様式第八
十一　広域的運営推進機関に関する省令（平成二十六年経済産業省令第三十六号）様式第一から様式第十四まで
十二　電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十条第一項に規定する分割証明情報に係る申請手続に関する省令（平成二十八年経済産業省令第二十号）様式第一
十三　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十三条第三項の規定による商標権の譲受けの申請手続に関する省令（平成二十九年経済産業省令第五十九号）様式
十四　電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第四十七条第一項に規定する分割証明情報に係る申請手続に関する省令（令和二年経済産業省令第七十号）様式第一
（発電水力調査図表類交付規則の一部改正）

第五条　発電水力調査図表類交付規則（大正三年通信省令第十一号）の一部を次のように改正する。
第一号書式中「㊞」を削る。
（輸出貿易管理規則の一部改正）

第六条　輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）の一部を次のように改正する。
第一条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。